

事務局説明資料(継続企業・不正)

2026年4月24日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. ISA570(継続企業)の改訂を踏まえた対応

2. ISA240(不正)の改訂を踏まえた対応

3. ご議論いただきたい事項

ISA570 (継続企業)の改訂

□ 近年、世界各地で生じた企業の破綻、不祥事、戦争、パンデミックなどによる、継続企業の前提(GC)に対する関心の高まりを踏まえ、GCの評価期間の見直しや監査の透明性向上のため、ISA570が改訂(2024年12月)。

主な改訂内容

- ① GCの**評価期間の起算日**を現行の「期末日」から「**財務諸表の承認日**」へ見直し
- ② GCに関する監査の透明性向上のため、以下のとおり**監査報告書におけるGCに関する記載を見直し**

		現行	改訂後	
			上場企業以外	上場企業
重要な疑義あり	重要な不確実性あり	<p>「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の関連する注記への参照 重要な不確実性が認められる旨 当該事項は監査人の意見に影響を及ぼすものではない旨 	<p>現行の記載に加えて、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると結論づけた旨 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証(guarantee)するものではない旨 	<p>左記の記載に加えて、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 「監査人が経営者の評価をどのように検討したかの説明」
	重要な不確実性なし	<p>監査報告書への記載は要求されていない</p>	<p>「継続企業」区分(新設)に以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であると結論づけた旨 入手した監査証拠に基づき、重要な不確実性が認められない旨 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいており、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証(guarantee)するものではない旨 	<p>重要な不確実性なしと結論付ける際に、経営者による重要な判断が行われている場合、左記の記載に加えて、以下を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表に関連する注記がされている場合には、当該注記への参照 「監査人が経営者の評価をどのように検討したかの説明」
重要な疑義・不確実性なし				左記同様

(注) 現行及び改訂後の監査報告書の記載事項は、無限定適正意見の場合について記載。ISA570「継続企業」(改訂)より、金融庁作成。

[参考] 監査報告書の記載イメージ

- 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無限定適正意見の監査報告書の記載イメージは以下のとおり。

現行

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年4月1日から×年3月31日までの事業年度に純損失××百万円を計上しており、×年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

改訂後

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年4月1日から×年3月31日までの事業年度に純損失××百万円を計上しており、×年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。[\[継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人がどのように検討したかについて記載\]](#) なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表全体に対する監査の実施過程及び意見の形成において、当監査法人は、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であると判断した。

当監査法人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、継続企業の前提を保証(guarantee)するものではない。

監査基準改訂の方向性①

- 改訂国際基準では、「継続企業の前提」に関する評価期間の起算日が「決算日」から「財務諸表の承認日」に変更され、財務諸表の承認日から1年間の評価が求められている。
- 監査基準では、評価期間について「監査基準の改訂に関する意見書(平成14年1月25日、企業会計審議会)」において、少なくとも決算日から1年間としている。

監査基準の改訂に関する意見書(平成14年1月25日、企業会計審議会)(抜粋)

三 主な改訂点とその考え方

6 継続企業の前提について

(1)、(3)略

(2)(中略)監査人による継続企業の前提に関する検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われるものである。具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間(少なくとも決算日から1年間)について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討する。

〔改訂の方向性〕

監査基準の改訂に関する意見書において、「継続企業の前提」の評価期間を「少なくとも財務諸表の承認日から1年間」と明記することが考えられる。その際、現在開発されている会計基準との整合性等を踏まえることが必要。

(注)期中レビュー基準における「継続企業の前提」の改訂については、足元でIAASBが年度財務諸表の独立監査人が実施する期中財務情報のレビューに係る国際基準(ISRE2410)の改訂を検討しているところ、国際動向も踏まえて適切なタイミングで審議いただくことが適当と考えられる。その際、中間監査基準における「継続企業の前提」の改訂も検討する必要があると考えられる。

監査基準改訂の方向性②

- 改訂国際基準では、「継続企業の前提」に関する重要な不確実性が認められない場合であっても、監査報告書において経営者評価の検討結果を記載することが求められている。監査基準では重要な不確実性が認められる場合にのみ監査報告書の記載が求められているため、該当部分を改訂する必要がある。

監査基準(抜粋)

第四 報告基準

六 継続企業の前提

- 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に記載しなければならない。
- 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

3～4(略)

〔改訂の方向性〕

「継続企業の前提」に関する重要な不確実性が認められない場合においても、監査報告書に監査法人の評価等を記載すべき場合があることから、上記の通り「継続企業を前提として(中略)継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、」を削除することが考えられる。

(注) 期中レビュー基準における「継続企業の前提」の改訂については、足元でIAASBが年度財務諸表の独立監査人が実施する期中財務情報のレビューに係る国際基準(ISRE2410)の改訂を検討しているところ、国際動向も踏まえて適切なタイミングで審議いただくことが適当と考えられる。その際、中間監査基準における「継続企業の前提」の改訂も検討する必要があると考えられる。

目次

1. ISA570(継続企業)の改訂を踏まえた対応

2. ISA240(不正)の改訂を踏まえた対応

3. ご議論いただきたい事項

ISA240(不正)の改訂

- 近年の様々な会計不正が発生したことを受け、一部の国では、不正に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められていた状況を踏まえ、各国・地域間の実務の一貫性の確保等の観点から、ISA240が改訂(2025年3月)。

(注) 我が国では、「監査における不正リスク対応基準」が上場企業等の2014年3月決算に係る金融商品取引法監査から適用されている。

主な改訂内容

- ① 監査において識別された不正又は不正の疑いへの対応に関する規定の新設
 - 「不正による重要な虚偽表示リスクの識別」、「不正又は不正の疑いの識別」、「不正による虚偽表示の識別」といった段階で対応
- ② 不正リスクへの監査上の対応に関する監査報告書における透明性向上のため、「監査上の主要な検討事項」(KAM)の記載が求められる企業について、不正に関するKAMの要求事項を追加
 - 監査報告書に不正のKAMを記載する場合、不正に関連することを明確に記述した見出しを付して記載等

不正リスク対応基準の概要

- 不正リスク対応基準は、監査基準から独立した基準とし、不正リスクに対応するために特に監査人が行うべき監査手続等を一括して整理したもの。この中で、監査の各段階における不正リスクに対応した監査手続等が求められている。

監査契約の締結

- 監査対象企業及び当該企業の属する産業における不正事例を理解

不正リスクに対応した
監査計画の策定

- 不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示し、不正を実行する機会を与え、又は、不正を実行する際にそれを正当化する事象や状況を指す不正リスク要因について、典型的な不正リスク要因(経営者の非常に楽観的なプレス・リリースにより、投資家が企業の収益力に過度の期待をもっている等)を例示。不正リスク要因を踏まえた監査計画を策定しなければならない
- 財務諸表全体に関連する不正リスクを識別した場合には、監査手続の種類、時期若しくは範囲の、企業が想定しない要素を監査計画に組み込まなければならない

不正リスクに対応した
監査業務の実施

- **不正による重要な虚偽表示を示唆する状況**(事業上の合理性が明らかでない企業の買収等)を例示列挙し、これに該当した場合には、経営者に説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施
- 経営者の説明に合理性がないと判断した場合、**不正による重要な虚偽の表示の疑義**があるとして扱い、想定される不正の態様に直接対応した監査手続を立案し、監査計画を修正しなければならない。監査事務所としてより慎重な審査を実施し、審査が完了するまでは監査意見の表明をしてはならない

監査業務に係る審査等

- 監査事務所内の審査の適切な実施

監査報告書の発行

監査事務所間の引継

- 交替時の実効性ある引継の徹底

監査上の主要な検討事項(KAM)

- 「監査上の主要な検討事項」は、監査人が職業的専門家としての判断に基づき決定し、金商法に基づく監査報告書に記載するもの。

「監査上の主要な検討事項」の決定

監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、

- 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
- 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度

等について考慮した上で、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」を決定。

「監査上の主要な検討事項」の監査報告書への記載

監査人は、「監査上の主要な検討事項」であると決定した事項について、監査報告書に、

- 「監査上の主要な検討事項」の内容
- 監査人が、当年度の財務諸表の監査における特に重要な事項であると考え、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由
- 監査における監査人の対応を記載。

[参考] 監査基準の改訂に関する意見書(平成30年7月5日)

前文(抜粋)

二 主な改訂点とその考え方

1 「監査上の主要な検討事項」について

(1) 監査報告書における位置付け

我が国では監査基準設定当初より、監査報告書は、監査の結果として、財務諸表に対する監査人の意見を表明する手段であるとともに、監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段であることから、その内容を簡潔明瞭に記載して報告する、いわゆる短文式の監査報告書が採用されている。監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、財務諸表利用者に対し、監査人が実施した監査の内容に関する情報を提供するものであり、監査報告書における監査意見の位置付けを変更するものではない。このため、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査意見とは明確に区別しなければならないことを明確にした。

(2) 「監査上の主要な検討事項」の決定

監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、

- ・ 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
 - ・ 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
 - ・ 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等について考慮した上で特に注意を払った事項を決定し、当該決定を行った事項の中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」として決定することとなる。
- 監査人は、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定段階から監査の過程を通じて監査役等と協議を行うなど、適切な連携を図ることが求められており、「監査上の主要な検討事項」は、そのような協議を行った事項の中から絞り込みが行われ、決定されるものである。

(3) 「監査上の主要な検討事項」の記載

監査人は、「監査上の主要な検討事項」であると決定した事項について、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」の区分を設け、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、

- ・ 「監査上の主要な検討事項」の内容
- ・ 監査人が、当年度の財務諸表の監査における特に重要な事項であると考え、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由
- ・ 監査における監査人の対応を記載することとなる。

「監査上の主要な検討事項」の記載を有意義なものとするためには、監査人は財務諸表の監査の過程を通じて監査役等と適切な連携を図った上で、監査人が監査役等に対して行う報告内容を基礎として、当該財務諸表の監査に固有の情報を記載することが重要である。また、財務諸表利用者にとって有用なものとなるように、監査人は、過度に専門的な用語の使用を控えて分かりやすく記載するよう留意する必要がある。

監査基準(抜粋)

七 監査上の主要な検討事項

- 1 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。
- 2 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

[参考]ISA240における不正に関する「監査上の主要な検討事項」の要求事項

ISA240仮訳(抜粋)

監査報告書

不正に関連する監査上の主要な検討事項の決定

60. ISA701を適用するに当たり、監査人は、ガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行った不正に関する事項の中から、監査を実施するうえで監査人が特に注意を払った事項を決定しなければならない。その際、監査人は以下を考慮しなければならない。(A177項からA183項参照)

- (a) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価
- (b) 不正又は不正の疑いの識別
- (c) 不正の防止及び発見に関連する内部統制の重要な不備の識別

61. ISA701を適用するに当たり、監査人は、第60項に従い決定した事項の中から更に、当年度の財務諸表の監査において、特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。(A184項からA186項参照)

不正に関連する監査上の主要な検討事項の報告

62. ISA701を適用するに当たり、監査人は、監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分において、当該事項が不正に関連することが明確に分かるような適切な小見出しを付さなければならない。(A187項からA192項参照)

目次

1. ISA570(継続企業)の改訂を踏まえた対応

2. ISA240(不正)の改訂を踏まえた対応

3. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

継続企業の前提

- ISA570の改訂を踏まえて、P6で示した方向性で「継続企業の前提」に係る監査報告書の記載内容を充実化することについて、どう考えるか。
- また、「継続企業の前提」に係る評価期間を決算日から財務諸表の承認日に見直すことについて、どう考えるか。
- 上記のほか、留意すべき点はあるか。

不正

- ISA240の改訂を踏まえた監査基準・不正リスク対応基準の改訂は行わないこととした場合、留意すべき点はあるか。